



金 沢 市 公 報

第 2 6 9 0 号

平成23年(2011年)5月2日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

目 次	ページ
告 示	
地縁による団体の告示された事項の変更に ついて (市民参画課)	1
住民票の職権消除について (市 民 課)	1
介護保険法の規定による事業者の指定につ いて (介護保険課)	2
介護保険法の規定による事業の廃止につ いて (")	2
兼用工作物の管理の方法を定めたことにつ いて (道路管理課)	3
公 告	
浄化槽保守点検業者の登録事項の変更に ついて (環境指導課)	3
開発行為に関する工事の完了につ いて (建築指導課)	3

金沢市農用地利用集積計画を定めたことにつ いて (農業委員会事務局)	4
教育委員会告示	
昭和53年教育委員会告示第1号(金沢市指定 文化財の指定及びその保持者又は保持団体の 認定について)の一部改正について (文化財保護課)	4
平成22年教育委員会告示第1号(地区公民館 の指定管理者の指定について)の変更に ついて (生涯学習課)	4
公営企業公告	
指定給水装置工事事業者の指定につ いて (企業総務課)	5
下水道排水設備工事事業者の指定につ いて (")	5

告 示

●金沢市告示第155号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成23年5月2日

金沢市長 山 野 之 義

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
額新保3 丁目町会	主たる事務 所の所在地	金沢市額新保3丁目274番地1	金沢市額新保3丁目141番地	平成23年4月1日
	代表者の氏 名及び住所	平崎 俊行 金沢市額新保3丁目274番地1	粟村 均 金沢市額新保3丁目141番地	
森戸第二 町会	代表者の氏 名及び住所	辻 八郎 金沢市森戸1丁目135番地11	上坂 英二 金沢市森戸1丁目197番地	平成23年4月1日
つつじが 丘町会	代表者の氏 名及び住所	栗田 康夫 金沢市つつじが丘167番地	眞柄 達郎 金沢市つつじが丘265番地	平成23年4月3日
若松町会	代表者の氏 名及び住所	西 喜久男 金沢市若松町30番地1	城岸 整功 金沢市若松町59番地	平成23年4月3日

●金沢市告示第156号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により、次の者の住民票を平成23年4月28日に職権で消除しましたが、本人に通知することが困難なため、同条第4項の規定により告示します。

平成23年5月2日

金沢市長 山 野 之 義

住 所	氏 名	性別	生 年 月 日
金沢市長町2丁目4番14号	松 平 大 介	男	昭和57年2月4日
金沢市里見町2番地	土 田 ち ずる	女	昭和46年9月11日
金沢市三口新町1丁目17番5号	新 谷 佐外志	男	昭和36年8月13日
金沢市駅西本町6丁目6番11号	飛 田 良 輔	男	昭和56年5月30日

●金沢市告示第157号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項の規定により、指定地域密着型サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の11の規定により告示します。

平成23年5月2日

金沢市長 山 野 之 義

介護保険 事業所番号	事業所		事業者の名称	指定年月日	サービスの種類
	名 称	所在地			
1790100257	社会福祉法人こ ころ 小規模多 機能型居宅介護 事業所こころ のだの里	金沢市野田土地 区画整理地区57 街区6番	社会福祉法人 こころ	平成23年4月1日	小規模多機能型居宅介護
	社会福祉法人こ ころ 小規模特 別養護老人ホー ムこころ のだ の里				
1790100265	小規模多機能型 居宅介護 いろ は	金沢市御所町2 丁目302番地	社会福祉法人 達樹会	平成23年4月1日	小規模多機能型居宅介護
	特別養護老人ホ ーム たつき苑				

●金沢市告示第158号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定により、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者から当該指定地域密着型サービスの事業及び指定地域密着型介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の11及び第115条の20の規定により、次のとおり告示します。

平成23年5月2日

金沢市長 山 野 之 義

介護保険 事業所番号	事業所		事業者の名称	届出年月日	サービスの種類
	名 称	所在地			
1790100141	グループホーム サライ	金沢市窪6丁目 16番地	株式会社 サラ イ	平成23年2月28日	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同 生活介護

●金沢市告示第159号

道路法（昭和27年法律第180号）第20条第1項の規定により、金沢市長である道路管理者（以下「道路管理者」という。）と石川県知事である河川管理者（以下「河川管理者」という。）との間において、協議により兼用工作物の管理の方法を定めたので、同条第6項の規定により、当該協議の内容を次のとおり告示します。

平成23年5月2日

金沢市長 山 野 之 義

1 兼用工作物

粟崎6号粟崎町線75号と二級河川大野川水系大野川の堤防とが相互に効用を兼ねる部分

2 兼用工作物の位置

大野川 堤防 下流 金沢市粟崎町二番8地先から
 上流 金沢市粟崎町二番5地先まで
 延長 70.5メートル

3 兼用工作物の管理

- (1) 兼用工作物の新設（道路の附属物に係るものに限る。以下同じ。）、改築、維持又は修繕は、道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）については道路管理者が、当該施設以外の部分については河川管理者が行うものとする。ただし、路肩に接する法面で当該路肩から法長1メートルまでの範囲にあるものについては、道路管理者が維持を行うものとする。
- (2) 兼用工作物の災害復旧は、専ら道路専用施設に係る場合は道路管理者が、専ら道路専用施設以外の部分に係る場合は河川管理者が行う。ただし、特に緊急に災害復旧を行う等の必要があるときは、その都度協議して定めるところにより道路管理者又は河川管理者が行うものとする。

4 兼用工作物の管理についての協議

道路管理者又は河川管理者は、兼用工作物の管理を行う場合においては、緊急やむを得ない事情があつて協議することができないときを除き、あらかじめそれぞれ河川管理者又は道路管理者と協議するものとする。

5 道路の占用料

道路管理者は、兼用工作物に係る道路の占用で、専ら道路専用施設以外の部分に係るものについては、占用料を徴収しないものとする。

6 兼用工作物の管理に要する費用

兼用工作物の管理に要する費用は、道路管理者が行う兼用工作物の管理に要するものについては道路の管理に要する費用を負担すべき者の負担とし、河川管理者が行う兼用工作物の管理に要するものについては堤防の管理に要する費用を負担すべき者の負担とする。

7 その他

兼用工作物管理協定の実施に関し必要な細目的事項については、道路管理者と河川管理者とが協議して定める。

公 告

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第6条第2項において準用する同条例第4条第1項の規定により、次の者の浄化槽保守点検業者登録簿を変更登録したので公告します。

平成23年5月2日

金沢市長 山 野 之 義

登録番号	名 称	所 在 地	変更登録年月日
16	金沢市清掃 株式会社	金沢市東力2丁目47番地48番地	平成23年4月18日

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

平成23年5月2日

金沢市長 山 野 之 義

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名	公共施設の種類 位置及び区域
金沢市緑が丘396番1及び396番4から396番12まで	大阪府豊中市新千里西町1丁目1番4号 パナホーム 株式会社 代表取締役 藤井 康照	道路 金沢市緑が丘396番4 調整池 金沢市緑が丘396番9
金沢市窪3丁目315番1から315番6まで、316番1及び316番2	金沢市泉が丘2丁目12番46号 株式会社 金沢ホームビルド 代表取締役 渡邊 隆三	道路 金沢市窪3丁目315番5、315番6、316番1及び316番2

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、金沢市農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

なお、当該金沢市農用地利用集積計画を金沢市農業委員会事務局に備え置いて縦覧に供します。

平成23年5月2日

金沢市長 山 野 之 義

教 育 委 員 会 告 示

●金沢市教育委員会告示第7号

昭和53年教育委員会告示第1号（金沢市指定文化財の指定及びその保持者又は保持団体の認定について）の一部を次のように改正する。

平成23年5月2日

金沢市教育委員会委員長 佐 藤 秀 紀

表中

考古資料	かなざわしかただやかたあと（かたたびいせき）しゅつどいぶついつ 金沢市堅田館跡（堅田B遺跡）出土 かつ 遺物一括	734点	金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市	指定平成20年12月26日	を
	とうだいじりょうよこえのしょういせきかみあらいせきしゅつどいぶ 東大寺領横江荘遺跡上荒屋遺跡出土 ついつかつ 遺物一括	1,132点	金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市	指定平成20年3月11日	
考古資料	かなざわしかただやかたあと（かたたびいせき）しゅつどいぶついつ 金沢市堅田館跡（堅田B遺跡）出土 かつ 遺物一括	734点	金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市	指定平成20年12月26日	に

改める。

●金沢市教育委員会告示第8号

平成22年教育委員会告示第1号（地区公民館の指定管理者の指定について）で告示した事項に変更があったので、次のとおり告示します。

平成23年5月2日

金沢市教育委員会委員長 佐 藤 秀 紀

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
金沢市長土堀公民館	所在地	金沢市長町3丁目11番17号	金沢市長町3丁目3番3号	平成23年4月18日

公 営 企 業 公 告

金沢市水道給水条例（昭和29年条例第28号）第7条の2の規定により、平成23年5月1日に次の者を指定給水装置工事事業者として指定したので、金沢市指定給水装置工事事業者規程（平成9年公営企業管理規程第12号）第9条の規定により公告します。

平成23年5月2日

金沢市公営企業管理者 系 屋 吉 廣

指定番号	商号又は法人名	所在地
530	橋 水管工業	金沢市諸江町上丁628番地

金沢市下水道排水設備工事業者の指定等に関する規程（平成13年公営企業管理規程第3号）第5条第1項の規定により、平成23年5月1日に次の者を下水道排水設備工事業者として指定したので、同規程第11条の規定により公告します。

平成23年5月2日

金沢市公営企業管理者 系 屋 吉 廣

指定番号	商号又は法人名	所在地
556	橋 水管工業	金沢市諸江町上丁628番地

平成23年(2011年)5月2日 印刷
平成23年(2011年)5月2日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄